

第2章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策

1 「第1期実行5か年計画」の成果と課題、「第2期実行5か年計画」における特別の対策

「第1期実行5か年計画」では、12の特別対策事業について、目標値、事業量、事業費を明らかにし、19年度から事業に取り組んでまいりました。

これらの事業については、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映することとしており、このために設置した「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」という。）から、特別対策事業の点検結果報告書が知事あて提出されています。

19年度からこれまでに実施した事業についての点検結果報告では、12の特別対策事業の総括として、「事業進捗状況は、県事業は概ね計画通りに行われた。市町村事業の一部では、計画に達しないものもあったが、市町村においてもしっかりとした計画を作り、5か年の中で地域にあった施策展開が図られるものと期待する。」との意見をいただきました。

一方、水源環境保全・再生に取り組む上での課題も指摘されています。例えば、「水源の森林づくり事業」については、「県は、平成21年度に『かながわ森林塾』を開校し、人材育成に取り組み始めたことは評価されるが、危険で厳しい林業の労働環境において、一人前に活躍できる人材にまで育て上げることは容易なことではないため、地道で息の長い取組を継続していくことが求められる。」、また、「シカの保護管理と連携して推進していくことが重要かつ効果的である。」と意見をいただきました。

また、平成22年5月31日に県民会議から知事あてに提出された「第2期実行5か年計画」に関する意見書では、森林関係事業においては「シカ管理と森林整備の一体的実施については、水源かん養や土砂流出防止、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の観点から次期計画に位置づけ、地域に応じて取り組むべき。」、また、水関係事業においては「河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。」、さらに、調査関係事業においては「モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に行う必要がある。」などの意見をいただきました。

「第2期実行5か年計画」においては、こうした課題、意見を踏まえ、「第1期実行5か年計画」の特別対策を基本に、より事業効果が発揮できるものへと見直しを行いました。

今回の計画においては、「第1期実行5か年計画」の成果と課題、それぞれの事業の具体的な目標値、事業量、事業費を示し、「第2期実行5か年計画」における特別の対策について、この章の後半の「第2期実行5か年計画における特別の対策事業の内容」で明らかにしました。

新たな取組としては、中高標高域での追加的なシカ捕獲及び生息環境調査を、丹沢大山自然再生計画と連携して実施いたします。

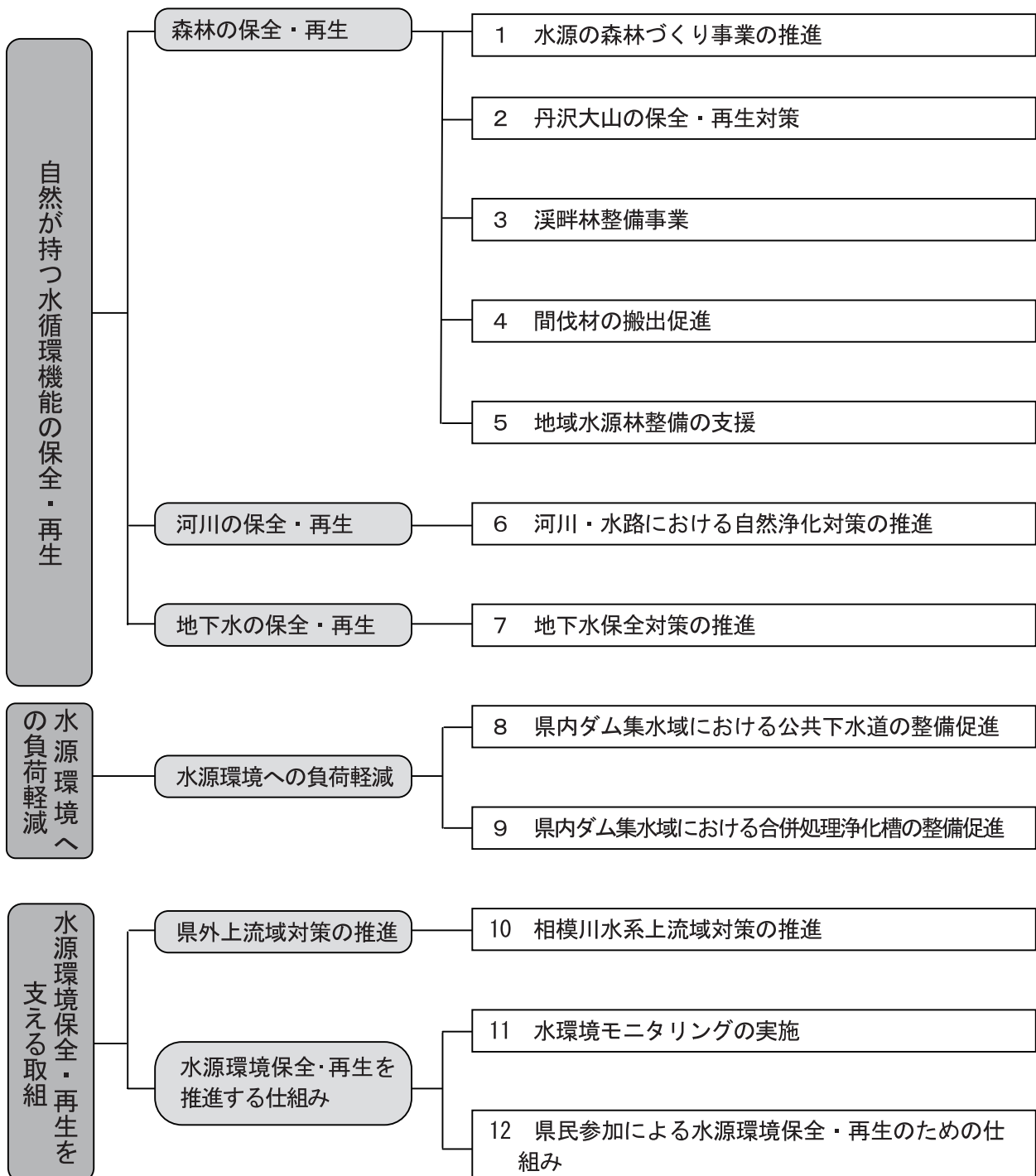
また、河川等の整備にあたっては、整備効果発揮のため、水質改善効果の予測を行うこととするとともに、河川等の整備事業に生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）を盛り込みました。

さらに、県外上流域対策においては、山梨県と共同した森林整備や生活排水対策の取組を実施いたします。

2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容

水源環境の保全・再生を目的として、「施策大綱」に定めた平成19年度以降、5年間（平成24～28年度）に充実・強化して推進する特別の対策は、

- ① 水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内水源保全地域を中心に実施する取組及び相模川水系県外上流域（山梨県）において両県で共同して行う取組
- ② 水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組のいずれかに該当する次の12の事業とします。



(対象地域)

○ 水源の森林エリア



(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

- 平成9年度から着手している水源の森林づくり事業について、平成19年度からの水源環境保全税の導入により、森林整備の取組を拡充し、確保整備を着実に進めて、水源かん養機能の向上を図った。
- 水源の森林づくり事業を円滑に推進するには、人材の養成・確保を図ることが必要不可欠であるため、平成21年度に「かながわ森林塾」を開校し、森林整備の担い手を育成した。

〈 課 題 〉

(水源林確保)

- かながわ森林再生50年構想と水源林の目標林型が整合していない箇所がみられる。
- 確保森林の小規模化により確保に係る労力が増大している。

(水源林整備)

- 森林整備の効果発揮のため、シカの採食対策が必要である。
- 混交林等、目標林型への着実な誘導が求められている。

(かながわ森林塾)

- 平成21年度から実施しているため、計画上の位置付けや労働力確保の目標設定がされていない。

(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組

	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 目 標	進捗率 (見込)
確保面積(※2)	1,382ha	1,427ha	1,438ha	1,364ha	645ha	6,257ha	6,215ha	101%
整備面積	2,059ha	2,157ha	2,302ha	1,945ha	1,307ha	9,770ha	9,592ha	102%
事業費(※3)	3,352	3,057	2,916	2,617	3,034	14,978	15,225	98%

(平成9年度から平成23年度末までの水源の森林づくり事業全体の見込)

平成9年度～平成23年度 確保面積見込：14,786ha (確保目標27,000haに対する進捗率55%)

平成9年度～平成23年度 整備面積見込：17,330ha (整備目標55,000ha(※4)に対する進捗率32%)

※1 H19から水源環境保全税等(※5)を財源とした特別対策事業を実施。(確保・整備面積、事業費は一般会計分を含む。)

※2 小数点以下の端数処理をしているため、合計は一致しない。

※3 事業費の単位は百万円。なお、百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

※4 広葉樹林の整備を最小限にするなどの見直しに伴い、整備目標を修正した。

※5 水源環境保全税等の「等」は、寄附金、基金運用益、特別会計預金利子。以下同様

1	水源の森林づくり事業の推進（継続）	対象地域	水源の森林エリア										
ねらい	良質で安定的な水を確保するため、水源の森林エリア内で荒廃が進む私有林の適切な管理、整備を進め、水源かん養など森林の持つ公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指す。												
目標	平成 34 年度までに水源の森林エリア内の手入れの必要な私有林 27,000ha を確保し、平成 38 年度までに概ね延べ 55,000ha を整備することを目標とする。												
事業主体	県												
事業内容	<p>水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約の 4 つの手法に長期受委託（森林組合等が行う緩やかな確保手法）を加え、公的管理・支援を推進し、巨木林、複層林、混交林など豊かで活力ある森林づくりを進める。さらに、シカの採食による整備効果の低減に対処するため、シカ管理と連携した森林整備を実施する。</p> <p>また、水源の森林づくり事業をはじめとした森林の保全・再生に係る特別対策事業の円滑な推進に必要な不可欠な人材の育成・確保を図るため、「かながわ森林塾」を実施する。</p> <p>① 水源林の確保 これまでの 4 つの手法に加え、新たに森林組合等が行う長期受委託により公的管理・支援を行い、私有林の着実な確保を推進する。 〔公的管理・支援の方法〕 ・水源分収林：森林所有者との分収契約により、森林を整備する。 ・水源協定林：森林所有者との協定（借上げなど）により森林整備を行う。 ・買取り：貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備する。 ・協力協約：森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成する。 ・長期受委託：森林所有者と森林組合等が長期受委託契約を締結し、森林組合等が森林整備を行う。</p> <p>② 水源林の整備 確保した森林の整備を行い、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を高度に発揮しうる森林に誘導する。 〔目標林型〕 ・巨木林：樹齢百年以上の森林 ・複層林：高い木と低い木からなる二段の森林 ・混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林 ・広葉樹林：林内植生が豊かな地域の自然環境に適応している広葉樹林 ・健全な人工林：森林資源として活用可能な人工林</p> <table border="1" data-bbox="272 1503 1023 1644"> <tr> <td></td> <td>第 2 期 5 年間</td> </tr> <tr> <td>確保面積</td> <td>5,540ha</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>11,067ha</td> </tr> </table> <p>③ かながわ森林塾の実施 森林整備などの仕事に従事したい人を対象として、基礎的技術の研修を実施し、本格雇用へ誘導するとともに、既就業者を対象として、効率的な木材搬出技術の研修や森林の管理・経営を担える高度な知識・技術の研修を実施し、技術力の向上を図るなど、様々な技術レベルに応じた担い手育成を体系的に進める。</p> <table border="1" data-bbox="277 1839 1059 1928"> <tr> <td></td> <td>第 2 期 5 年間</td> </tr> <tr> <td>新規就労者の育成</td> <td>75 人</td> </tr> </table>				第 2 期 5 年間	確保面積	5,540ha	整備面積	11,067ha		第 2 期 5 年間	新規就労者の育成	75 人
	第 2 期 5 年間												
確保面積	5,540ha												
整備面積	11,067ha												
	第 2 期 5 年間												
新規就労者の育成	75 人												
事業費	第 2 期計画の 5 年間計	13,409 百万円	（単年度平均額 2,682 百万円）										
	うち新規必要額	6,749 百万円	（単年度平均額 1,350 百万円）										

(対象地域)

- 丹沢大山国定・県立自然公園の特別保護地区・特別地域



(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

(新たな土壌流出防止対策の実施)

- 土壌流出防止のための新たな対策工法や植生保護柵等設置の取組により、土壌侵食量が減少するなど、土壌流出防止対策としての成果が得られつつある。

(ブナ林等の調査研究)

- ブナ林立地環境調査(気象・大気モニタリング)、ブナ林衰退環境解明調査(ブナハバチ発生状況調査)、ブナ林広域衰退実態調査(ブナ林衰退状況モニタリング)を実施し、土壌成分やオゾン等がブナ林に与える影響を調査・把握した。

(県民連携・協働事業)

- 県民協働型登山道整備維持管理補修協定の締結を行い、補修活動実施の支援を実施した。

〈 課 題 〉

(新たな土壌流出防止対策の実施)

- 丹沢大山地域におけるシカによる影響が依然として低減していないため、丹沢大山国定公園の特別保護地区以外の、これまで林床植生の衰退が比較的に見られなかった国定公園・県立自然公園の特別地域についても、衰退が確認されており、一層のシカの採食対策が必要である。
- 依然としてシカ過密化による林床植生衰退や土壌流出により森林生態系の劣化が継続し、生物多様性が損なわれた状況にある。このためシカ捕獲に並行して、シカ過密化による生態系動向を調査・解析していく必要がある。

(ブナ林等の調査研究)

- ブナ林生態系、大気も含めた生育環境、ブナ林を枯死に至らすブナハバチ発生状況のモニタリング継続とともに、ブナ林の再生のためのブナハバチ大発生機構解明の強化と現地適応化試験を行う必要がある。

(県民連携・協働事業)

- 丹沢大山では、様々なNPO団体や企業、行政などからなる団体が、行政等と協働して水質調査や植樹、山岳地のごみ撤去等の数多くの活動を活発に展開しており、今後はより幅広い協働の取組を推進していく必要がある。

(第1期計画での事業執行見込)

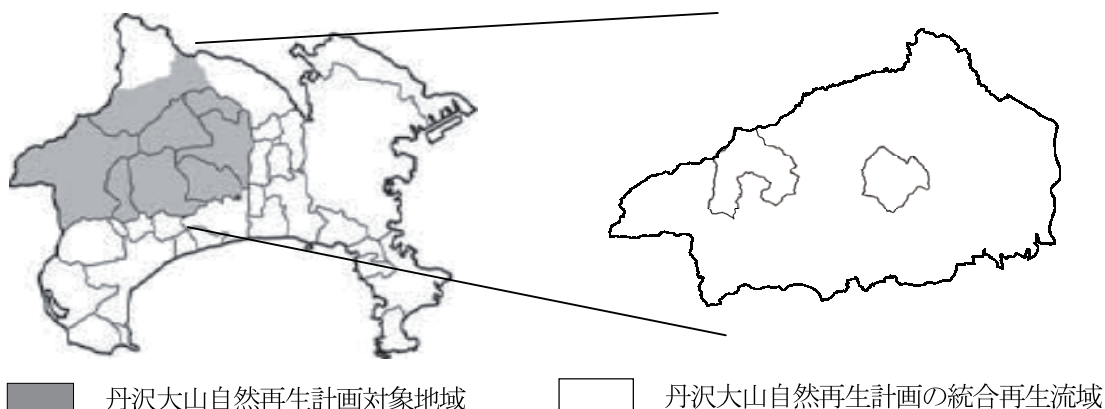
これまでの取組								
	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 目 標	進捗率 (見込)
土壌流出防止 対策面積	6.6ha	17.1ha	21.1ha	16.8ha	12ha	73.6ha	58.5ha	126%
事業費(※)	96	150	188	169	177	781	796	98%

※ 事業費は新規必要額相当額(単位:百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

2	丹沢大山の保全・再生対策（拡充）	対象地域	丹沢大山国定・県立自然公園の特別保護地区・特別地域												
ねらい	水源かん養や土壌流出防止、生物多様性の保全などの観点から、水源保全上重要な丹沢大山地域において、丹沢大山自然再生計画と連携してシカの採食による植生後退、またこれに伴う土壌流出を防止するために、中高標高域でのシカ捕獲を行うとともに、土壌流出対策や、衰退しつつあるブナ林の調査研究、この地域における県民連携・協働事業に取り組む。														
目標	依然としてシカの採食による植生後退が続く丹沢大山の中高標高域において、土壌流出対策として、「施策大綱」の計画期間である平成 38 年度までに延べ 234ha の整備やシカ捕獲等を行う。														
事業主体	県														
事業内容	<p>① 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第 2 期 5 年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカ管理捕獲の実施</td> <td>県がシカ管理捕獲を実施している地域（丹沢大山国定・県立自然公園の特別保護地区・特別地域）のうち、これまでにシカ捕獲を実施していなかった高標高の山稜部や、中標高の水源林整備箇所及び周辺地域での捕獲を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ワイルドライフ・レンジャー（※）の配置</td> <td>管理捕獲に際して、専門的な知識・能力を有するワイルドライフ・レンジャーを配置して実施する。</td> </tr> <tr> <td>生息状況・生息環境・個体分析等モニタリングの実施</td> <td>管理捕獲の事業効果を検証するため、シカ生息状況、生息環境（植生回復や生態系動向把握等）、個体分析等のモニタリングを実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ワイルドライフ・レンジャー：野生生物管理に関する専門的知識・経験を有する専門家</p> <p>② 土壌流出防止対策の実施</p> <p>シカによる植生影響を受けてきた東丹沢だけでなく、西丹沢においても土壌流出が生じ始めていることから、第 1 期計画に進めた組み合わせ土壌流出防止工法の成果を生かし、土壌流出対策を必要な箇所に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第 2 期 5 年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>50ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ブナ林等の調査研究</p> <p>ブナ林生態系と大気も含めた生育環境のモニタリング継続とブナ林を枯死に至らしめるブナハバチ大発生機構解明研究の強化とともに、ブナ林再生のための現地適応化試験を行う。</p> <p>④ 県民連携・協働事業</p> <p>「丹沢大山自然再生基本構想」に基づき実施される登山道整備や山のごみ対策、環境配慮型トイレへの転換など県民連携・協働活動について、県民と行政の連携を図る仕組みを構築しつつ、活動を促進する。</p>				第 2 期 5 年間	シカ管理捕獲の実施	県がシカ管理捕獲を実施している地域（丹沢大山国定・県立自然公園の特別保護地区・特別地域）のうち、これまでにシカ捕獲を実施していなかった高標高の山稜部や、中標高の水源林整備箇所及び周辺地域での捕獲を実施する。	ワイルドライフ・レンジャー（※）の配置	管理捕獲に際して、専門的な知識・能力を有するワイルドライフ・レンジャーを配置して実施する。	生息状況・生息環境・個体分析等モニタリングの実施	管理捕獲の事業効果を検証するため、シカ生息状況、生息環境（植生回復や生態系動向把握等）、個体分析等のモニタリングを実施する。		第 2 期 5 年間	面積	50ha
	第 2 期 5 年間														
シカ管理捕獲の実施	県がシカ管理捕獲を実施している地域（丹沢大山国定・県立自然公園の特別保護地区・特別地域）のうち、これまでにシカ捕獲を実施していなかった高標高の山稜部や、中標高の水源林整備箇所及び周辺地域での捕獲を実施する。														
ワイルドライフ・レンジャー（※）の配置	管理捕獲に際して、専門的な知識・能力を有するワイルドライフ・レンジャーを配置して実施する。														
生息状況・生息環境・個体分析等モニタリングの実施	管理捕獲の事業効果を検証するため、シカ生息状況、生息環境（植生回復や生態系動向把握等）、個体分析等のモニタリングを実施する。														
	第 2 期 5 年間														
面積	50ha														
事業費	第 2 期計画の 5 年間計	1,284 百万円	（単年度平均額 257 百万円）												
	うち新規必要額	1,284 百万円	（単年度平均額 257 百万円）												

(対象地域)

- 丹沢大山自然再生計画の統合再生流域



(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

(調査測量)

- 事業開始に先立ち平成18年度に策定した「神奈川県溪畔林整備指針」の考え方に基づき、重点管理区域を中心に、森林の現況や溪流の状況、採食等野生生物の痕跡など、約1,400haに及ぶ現地調査・測量等を実施し、溪畔林の現況を把握した。

これらの結果及び有識者の意見を踏まえ、それぞれの区域において具体的な整備計画を策定した。

(択伐等の森林整備)

- 策定した指針と計画に基づき、平成22年度までに132.6haを整備した。平成23年度までには合計約170haを整備する見込みである。
- 植生保護柵を設置したところでは、シカ被害が低減するので林床植生の回復が、丸太柵等を設置したところでは、土壌流出防止の効果がそれぞれ期待される。

〈 課 題 〉

- 現地調査・測量等を実施した結果、重点管理を必要とするエリアの面積が当初計画から増大した。(当初計画面積180ha → 調査後対象面積260ha)
- 溪畔林の整備については全国的にも事例が少ないため、技術的に確立していない部分が多く、また第1期では全てを整備できないことから、今後もモニタリングを行いながら試行的に整備を行い、見本林へと誘導していくことが必要である。

(第1期計画での事業執行見込)

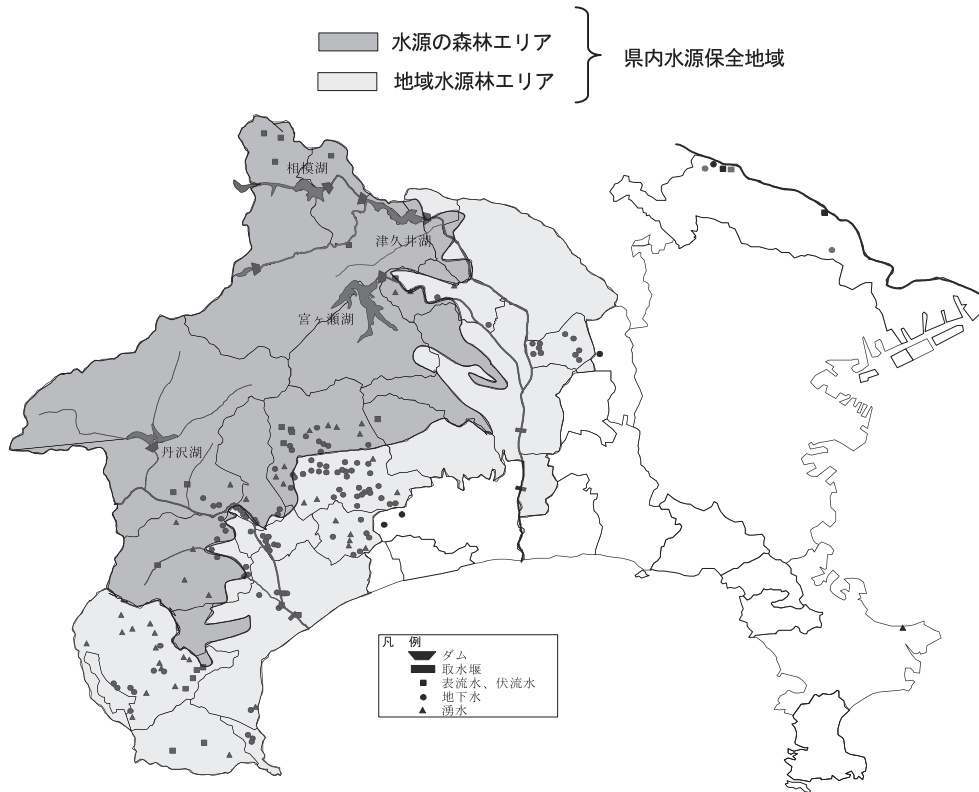
これまでの取組								
	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期目 標	進捗率 (見込)
面 積	計画策定	37.6ha	77.0ha	18.0ha	38.0ha	170.6ha	—	—
森林整備	計画策定	1.8ha	5.0ha	5.0ha	5.0ha	16.8ha	20.0ha	84%
植生保護柵の設置	計画策定	2,043m	3,099m	2,300m	1,000m	8,442m	4,000m	211%
丸太柵等の設置	計画策定	808m	456m	820m	1,300m	3,384m	5,000m	68%
事 業 費 (※)	32	26	39	29	45	173	200	87%

※事業費は新規必要額相当額(単位:百万円)。百万円未満切り捨てるため、合計は一致しない。

3	溪畔林整備事業（継続）	対象地域	丹沢大山自然再生計画の統合再生流域										
ねらい	水源上流の溪流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指す。												
目標	丹沢大山自然再生計画の統合再生流域内にある主流となる沢沿いの森林 260haのうち、土砂流出等手入れの必要な箇所を整備するとともに、第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等について、事業効果の検証と整備技術の確立を図る。												
事業主体	県												
事業内容	<p>丹沢大山自然再生計画の統合再生流域における土砂流出等手入れの必要な主要な沢について、本数調整伐等の森林整備、植生保護柵の設置による植生の回復、丸太柵等の設置による土砂流出防止の対策を講じるとともに、第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等についてモニタリング調査を実施する。</p> <p>① 溪畔林の整備</p> <p>第1期に着手した範囲で引き続き整備を必要とする箇所、及び新たに整備を必要とする箇所について事業を実施する。</p> <p>また、施工範囲については、第1期の事業対象範囲を基本とし、沢の形状や森林の状況により決定していく。</p> <table border="1" data-bbox="279 1227 1184 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>第2期5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>100ha</td> </tr> <tr> <td>森林整備</td> <td>15ha</td> </tr> <tr> <td>植生保護柵の設置</td> <td>2,500m</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防止のための丸太柵等の設置</td> <td>1,600m</td> </tr> </tbody> </table> <p>② モニタリング調査</p> <p>第1期で溪畔林整備事業を実施した森林等について、植生等のモニタリング調査を実施する。</p> <p>また、その結果を踏まえ、事業効果を検証するとともに整備技術手法を確立し、私有林の整備に資する。</p>				第2期5年間	面積	100ha	森林整備	15ha	植生保護柵の設置	2,500m	土砂流出防止のための丸太柵等の設置	1,600m
	第2期5年間												
面積	100ha												
森林整備	15ha												
植生保護柵の設置	2,500m												
土砂流出防止のための丸太柵等の設置	1,600m												
事業費	第2期計画の5年間計	80百万円	（単年度平均額 16百万円）										
	うち新規必要額	80百万円	（単年度平均額 16百万円）										

(対象地域)

○ 県内水源保全地域



(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

- 本事業の実施に伴い、私有林からの間伐材の搬出が着実に増加し、間伐の促進が図られた。

〈 課 題 〉

- 間伐材の有効利用による森林整備の促進を今後も着実に推進していくためには、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入、素材生産技術者の育成等、間伐材搬出の生産性向上の取組を併せて進める必要がある。
- 本事業については、事業の趣旨を県民に丁寧に説明し理解を得る必要があるとともに、事業実施に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する必要がある。
- 水源の確保森林は、かながわ森林再生 50 年構想の「木材資源を循環利用するゾーン」内の人工林の約 1 割を占めており、ここでの搬出も促進する必要がある。

(第1期計画での事業執行見込)

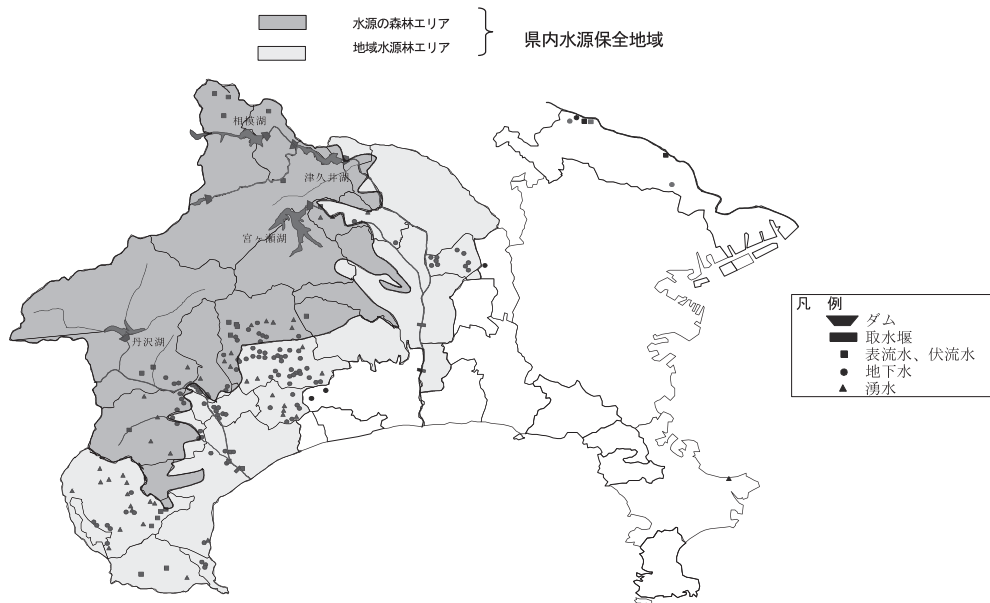
これまでの取組								
	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 目 標	進捗率 (見込)
目 標	6,000 m ³	8,000 m ³	10,000 m ³	12,000 m ³	14,000 m ³	50,000 m ³	50,000 m ³	—
実 績	6,033 m ³	7,104 m ³	9,293 m ³	9,680 m ³	14,000 m ³	46,110 m ³	—	92%
事業費 (※)	65	73	98	99	163	500	409	122%

※事業費は新規必要額相当額 (単位：百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

4	間伐材の搬出促進（継続）	対象地域	県内水源保全地域																												
ねらい	民間の力を活用して水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めるため、間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることにより、森林所有者自らが行う森林整備を促進するとともに、森林循環による持続的・自立的な森林管理の確立を目指す。																														
目 標	かながわ森林再生50年構想の「木材資源を循環利用するゾーン」内の私有林等における人工林を適切に管理していくために、毎年必要な間伐面積1,100haを基に算定した木材利用可能な間伐材の量、年間37,000m ³ を将来的な目標とする。																														
事業主体	県																														
事業内容	<p>① 間伐材の搬出支援</p> <p>森林整備により伐採された間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成する。</p> <p>年間事業量については、自然環境の保全に配慮しつつ、生産性向上の取組を進めながら、段階的に増加させていく。</p> <table border="1" data-bbox="253 936 1337 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="5">第2期5年間</th> <th></th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業量</td> <td>16,500 m³</td> <td>19,000 m³</td> <td>21,500 m³</td> <td>24,000 m³</td> <td>26,500 m³</td> <td>107,500 m³</td> </tr> <tr> <td>整備促進面積</td> <td>590ha</td> <td>660ha</td> <td>730ha</td> <td>810ha</td> <td>870ha</td> <td>3,660 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生産指導活動の推進</p> <p>森林所有者に対する経営指導や生産指導を行う指導員により、森林所有者に対する間伐材の搬出への働きかけや山土場での技術指導を行う。</p>				第2期5年間						年 度	H24	H25	H26	H27	H28	計	事業量	16,500 m ³	19,000 m ³	21,500 m ³	24,000 m ³	26,500 m ³	107,500 m ³	整備促進面積	590ha	660ha	730ha	810ha	870ha	3,660 ha
	第2期5年間																														
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	計																									
事業量	16,500 m ³	19,000 m ³	21,500 m ³	24,000 m ³	26,500 m ³	107,500 m ³																									
整備促進面積	590ha	660ha	730ha	810ha	870ha	3,660 ha																									
事業費	第2期計画の5年間計	1,285百万円	（単年度平均額 257百万円）																												
	うち新規必要額	1,285百万円	（単年度平均額 257百万円）																												

(対象地域)

○ 県内水源保全地域



(第 1 期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

- 市町村が実施する地域水源林の公的な管理・整備により、地域において水源かん養機能の向上を図った。

〈 課 題 〉

- 地域水源林における森林の保全・再生について、市町村ごとに施策大綱期間の平成 38 年度までの長期的な構想（確保手法別・目標林型別・事業量等）を明らかにし、実施していく必要がある。
- 市町村が選択する整備手法により事業面積に比較して事業費が増加しているため、今後はより適切な整備手法を検討する必要がある。
- 森林整備の手法について、地域の実情に対する十分な理解と柔軟な対応が必要である。
- 事業推進に向けた市町村へのバックアップ体制を強化する必要がある。

(第 1 期計画での事業執行見込)

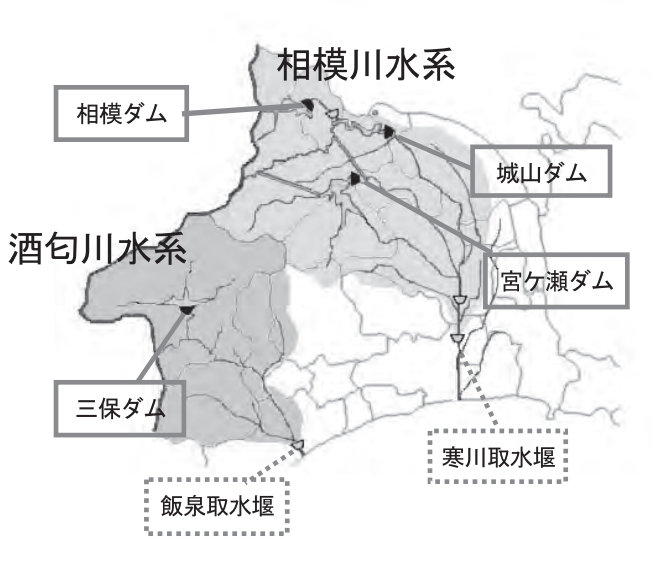
これまでの取組								
	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第 1 期計	第 1 期 目 標	進捗率 (見込)
私有林確保	269ha	229ha	175ha	224ha	327ha	1,224ha	1,263ha	97 %
私有林整備	221ha	257ha	248ha	258ha	255ha	1,239ha	1,263ha	98 %
市町村有林等整備	52ha	140ha	153ha	144ha	139ha	628ha	942ha	67 %
高齢級間伐	127ha	129ha	96ha	98ha	97ha	547ha	1,080ha	51 %
事業費 (※)	386	765	737	653	875	3,418	949	360%

※事業費は新規必要額相当額（単位：百万円）。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

5	地域水源林整備の支援（継続）	対象地域	県内水源保全地域																
ねらい	地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域水源林エリアの市町村が取り組む以外の森林の間伐を県が促進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。																		
目標	<p>次の取組について、施策大綱期間の平成38年度までに実施することを目標とする。</p> <p>① 地域水源林エリア内において、荒廃が懸念される私有林9,000haのうち、地域の水源保全上、市町村が計画的に取り組む森林約3,075ha（人工林約1,770ha、広葉樹林約1,305ha）について公的管理・支援を行う。</p> <p>② 県内水源保全地域内の市町村有林等2,761ha（地域水源林エリア内1,215ha、水源の森林エリア内1,546ha）のうち、市町村が水源の保全上重要と定める市町村有林等約1,070haについて整備する。</p> <p>③ 地域水源林エリア内の市町村が取り組む以外の森林について、森林所有者等が行う森林整備に対して県が支援することにより、約2,000haの間伐を促進する。</p>																		
事業主体	市町村・県																		
事業内容	<p>県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すため、地域特性を踏まえた市町村の全体整備構想に基づいた、市町村の次の取組を支援する。</p> <p>① 市町村が実施する私有林の確保・整備（市町村）</p> <p>地域水源林エリア内の私有林について、協力協約、協定林方式（整備協定、施業代行）や長期受委託などの手法により確保・整備を行う。</p> <p>【確保】地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林で、荒廃が懸念される森林を確保する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>確保面積</td> <td>1,014ha</td> </tr> </table> <p>【整備】確保した私有林について、整備を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>1,376ha</td> </tr> </table> <p>② 市町村有林等の整備（市町村）</p> <p>地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>584ha</td> </tr> </table> <p>③ 高齢級間伐の促進（県）</p> <p>地域水源林エリア内の市町村が取り組む以外の森林について、森林所有者等が行う森林整備に県が支援することにより、適時適切な間伐を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>500ha</td> </tr> </table>				第2期5年間	確保面積	1,014ha		第2期5年間	整備面積	1,376ha		第2期5年間	整備面積	584ha		第2期5年間	整備面積	500ha
	第2期5年間																		
確保面積	1,014ha																		
	第2期5年間																		
整備面積	1,376ha																		
	第2期5年間																		
整備面積	584ha																		
	第2期5年間																		
整備面積	500ha																		
事業費	第2期計画の5年間計	3,159百万円	（単年度平均額 632百万円）																
	うち新規必要額	3,140百万円	（単年度平均額 628百万円）																

(対象地域)

- 相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域



【相模湖・津久井湖における環境基準の水域類型指定の見直し】
 相模湖・津久井湖の環境基本法に基づく類型指定について、環境省の告示（平成22年9月24日 環境省告示第46号）により、「河川」から「湖沼」への指定替えが行われた。

【環境基準等】

水域	水質項目	基準値 (mg/L)	暫定目標 (mg/L)	H22年度 (mg/L)
相模湖	COD	3.0以下	—	1.9
	全窒素	0.2以下	1.4以下	1.3
	全リン	0.01以下	0.085以下	0.071
津久井湖	COD	3.0以下	—	2.2
	全窒素	0.2以下	1.4以下	1.3
	全リン	0.01以下	0.048以下	0.044

(第1期計画での取組成果と課題)

〈取組成果〉

- 河川・水路の自然浄化や水循環の機能を高めることを目的に、生態系に配慮した河川・水路等の整備及び河川・水路等における直接浄化対策を実施し、本来の川らしさの創出を図った。

〈課題〉

- 河川・水路の整備実施箇所では、生活排水などの流入がみられる箇所もあり、引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。
- 河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法である。
- 水質を調査し、水質改善効果の視点から整備事業に優先順位をつける必要がある。
- 相模湖・津久井湖のアオコ対策に継続的に取り組む必要がある。
- 環境基準の水域類型指定の見直しを踏まえ、基準値の達成に向け、暫定目標の恒常的な達成が図られるよう取り組む必要がある。

(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組								
	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期目標	進捗率 (見込)
河川・水路等整備	3箇所	8箇所 (2箇所)	3箇所 (7箇所)	1箇所 (6箇所)	1箇所 (6箇所)	16箇所	7箇所	229%
直接浄化対策	3箇所	1箇所 (2箇所)	5箇所 (3箇所)	0箇所 (3箇所)	0箇所 (0箇所)	9箇所	30箇所	30%
事業費 (※1)	267	377	257	160	319	1,381	1,122	123%

※1 事業費は新規必要額相当額（単位：百万円）。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。
 ※2 箇所数の上段は新規箇所、下段の（ ）内は継続箇所。